

被告「守る会」の第 10 回準備書面の問題点 2010.10.5

～告発・報道・学問研究の自由は、不当な人身攻撃で制限されてもよいか？～

平成22年9月3日に被告から第10回準備書面が提出された。

最近、被告は、“能瀬氏こそ、守る会を誹謗中傷しているのだ”と書きたて、あまりの劣勢をなんとか「喧嘩両成敗」にしてもらおうと、争点とは関係のない、しかも、すでに反論されている内容をお構いなしに繰り返し書き連ね、書類の山を裁判官の前に積み重ねる戦術に出ているようだ。

しかし、被告が最近にわかに主張する“能瀬氏が行った誹謗中傷”なるものを被告の主張から要約すると、“恒久対策案を一割ほどしか実施していないと悪く言う”というのである。

「一割実施」との指摘が情けないかな、おおむね妥当な指摘であるのは、[能瀬氏のレポート](#)を読めば一目瞭然とわかることである。というよりも、そもそも、それは被告の会員である被害者家族自身が憤慨して批判してきたことであることを、被告はお忘れのようだ。被告は、能瀬氏が被告を「誹謗中傷」しているというのなら、まず、情報の発信元である自らの会員を訴えなくてはいけなくなる。で、実際に会員家族の言論を封殺し、除名や、無期限の権利停止などの「処分」を歴史的に連発してきたが、結果、弁護士会での人権救済申し立てや、裁判で訴えられたのは被告のほうである。被告はこの、ごく基本的な疑問に対していったいどう答えるつもりなのだろう。

事態の背景事情

能瀬氏はフリージャーナリストとして森永事件に限らず、様々なテーマでドキュメンタリーを雑誌に発表してきたが、今回に関しては、批判されている側がかなり異様である。

能瀬氏は、一貫して現救済基金「(財)ひかり協会」の間を告発し続けているにもかかわらず、批判されているはずの当の基金「(財)ひかり協会」は押し黙ったままである。そして、なぜかそれとは別組織である被害者団体が横から出てきて能瀬氏へ攻撃的にかみつ、被害者団体が、自身の全国機関紙一面全面をつかって事実無根の主観的誹謗記事を掲載し、第三者機関である「(財)ひかり協会」への外部からの批判を封じ込めようとしていることが背景事情としてあるのである。

本来なら、加害企業から橋頭堡化され、加害企業

側に取り込まれる危険性をもった救済基金を厳しく監視し、被害者本意の機能を発揮させるように牽制しなければならないはずの被害者団体が、救済基金のあり方を問題視する市民ジャーナリストへ攻撃を加え、一種の親衛隊として救済機関の大賛美にエネルギーを注ぎ、足元の被害者家族の抗議に対しても処分を乱発しながら被害者家族を黙らせるために跳梁しているという姿である。

結局のところ、正当な批判と言論・報道の自由が「不当な手段」で脅かされても良いのか？という問題

ある組織のありようを、事実をもとに指摘すると、指摘者こそが誹謗中傷の実行行為者だ、と被批判者が逆切れしてみせることはよくあることだ。だが、批判された者が全国に広く発送している機関紙で、一批判者を根拠も無く大々的に攻撃すれば、それは名誉毀損となる。今係争は、被告が機関紙に書いたことは事実か嘘か、という、子供でも分かる話である。「広報紙で嘘を書いてまで人の信用を貶めるイジメをすれば、罰せられるんだよ」と小学生に大人が堂々と語るかどうかという単純な話だ。ことは根拠をもった告発や、研究や報道の自由の問題である。すでに、裁判所には、被告が地方紙記者や学術研究者や研究機関に対して実際に行った圧力行動の証拠が何点も報告されている。

よもやそんなことはないだろう。だが、もし、弁護士をつけない市民の足元をみて争点はずしの書類積み上げを行う行為を裁判所が叱らず、「正当な批判行為」に対する「不当な攻撃」を、「お互い言論の自由があるよね」という感覚で取り扱ったならば、「批判」と「人身攻撃」を同義語に扱う司法の姿が出現することになる。日本からは、ジャーナリズムの報道の自由も、学問の自由も言論表現の自由も徐々に後退するだろう。被害者でない一市民が自らリスクをとって行動を起こしている厳正な事実を傍観者的姿勢から過少評価すると、この国からは、自分の経済的利害に関係がないことにリスクをとる市民はいなくなる。独立市民の精神は後退していくことになる。

余談：

「言論の自由」に対して、「風邪と水虫」が登場

ちなみに、以下、争点とは無関係だが、被告は「後遺症の関係なく補償している」などという主張をし「風邪でも、水虫でも補償される」と書いた。さらに、調子に乗るあまり「被害者…（中略・個人名）…は…（中略）…ひ素ミルク中毒になってよかった、といっている」とまで書き連ねている。これらの主張に、一番びっくりしているのは被害者自身だろう。このお調子に心底から憤る遺家族もいるだろう。この点に関しては、能瀬氏の [第 5 回準備書面 \(10p-11p\)](#) を読めばそのカラクリはすぐわかる。

被告は、“1994 年以降、医療費の支出に「制度的線引き」をした”ことを指摘した能瀬氏の文書に対し、正面から反論をせず、結局出てきたのが「水虫」である。賢明な国民には、これがなんであるか一目瞭然だ。被告は、「能瀬氏とは議論がかみ合わない」と述べたが、争点に関する能瀬氏の求釈明に対しては全く答えない被告の姿をみると、議論をかみ合わせたくないのは被告側のように見える。

ともかくにも、“水虫も風邪も” “写真の笑顔のとおり…（中略）…協会によって守られている”（本来なら守る会は、協会から守られない被害者のためにもあるんだろうが）などと裁判官へ語るのなら、詳細な母集団を基礎とした統計的データをセットで出すべきだろう。こんな文書を考慮する司法の姿はみたくないものだ。

ただ、しかし、これは被告が言うところの「よそ者」能瀬氏の問題提起が被害者にもたらした大きな成果かもしれない。なぜなら、とりあえず、すべての被害者は、「後遺症とは関係なく、医療費は支払われる」し、とりわけ風邪と水虫は手厚く補償されるらしい。リハビリテーションなどもどんどん要求すれば良いらしい。なにせ裁判所の公文書で書いて約束したのだから。約束した相手は森永乳業でもなく、厚生労働省でもなく、偽証罪で防衛された司法であるからだ。ただし、今回約束したのは、ひかり協会ではなく、守る会だから、そこに被告のやりくりのミソがありそうだが、とりあえず行動は起こせる。当然の要求である。これまであきらめていた被害者家族は、いまずぐ岡山地裁へ行って、被告第 10 回準備書面の閲覧を要求し、その 4 頁以降にかかっている手厚い補償の一切を要求してもかまわないのだ。それらを「ひかり協会」に要求してみればいいのだ。その上で、救済資金から手厚い給与を得ている彼らが被害者に対してなんというかを世間に公開すればいい。苦しい身体と付き合う毎日を送る被害者には、「ひかり協会」には、もちろん、なんら遠慮も我慢もする必要はないのだから。

[被害者の気持ちを傷つける発言](#)